

令和6年度

危機管理マニュアル②

危機管理（災害時対応）マニュアル

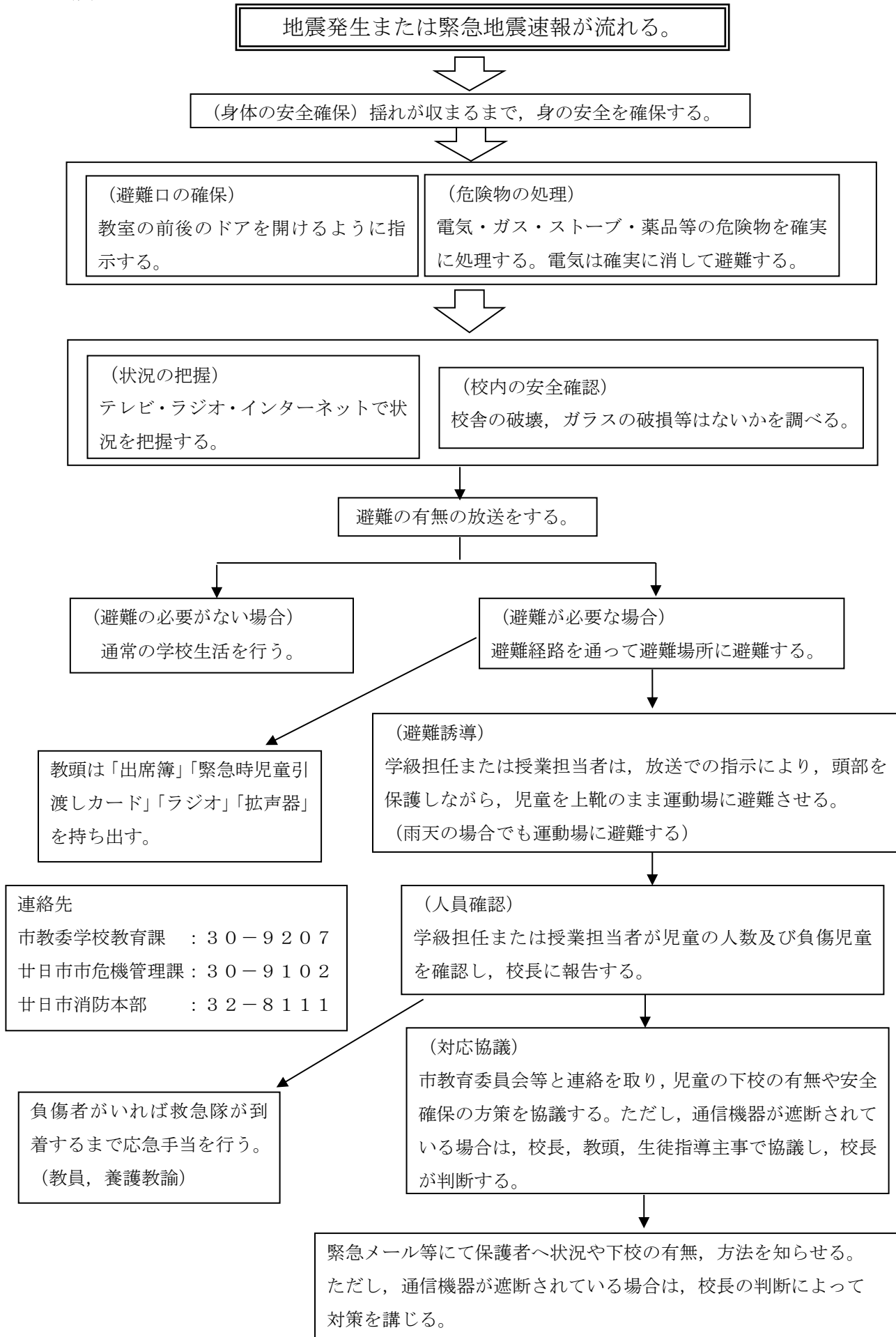
- I 地震
- II 火災
- III 大雨、台風
- IV 不審者
- V 救急患者の場合
- VI 食物アレルギー
- VII 食中毒・給食異物混入（連絡体制図）
- VIII Jアラート等緊急情報発信時の場合

緊急時連絡機関

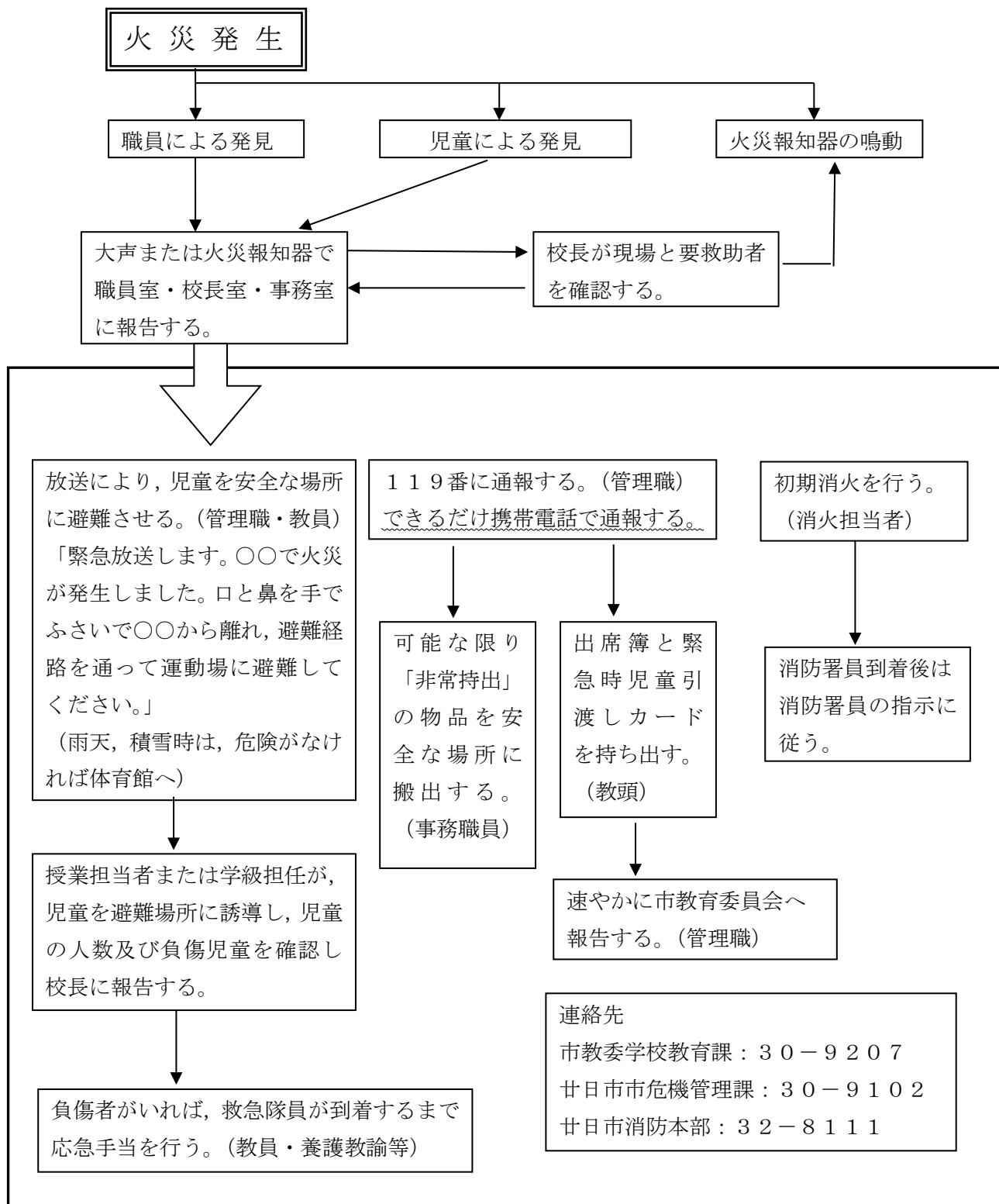
- | | | | |
|--------------|---------|-------------|---------|
| ■ 廿日市市教育委員会 | 20-0001 | ■ 学校教育課 | 30-9207 |
| ■ 廿日市市消防署西分署 | 38-4131 | ■ 廿日市警察署 | 31-0110 |
| ■ 阿品台交番 | 38-1646 | ■ JA 広島総合病院 | 36-3111 |
| ■ きむら内科小児科医院 | 39-2238 | | |
| □ 阿品台東小学校 | 39-5358 | | |

廿日市市立阿品台東小学校

I 地震



II 火災

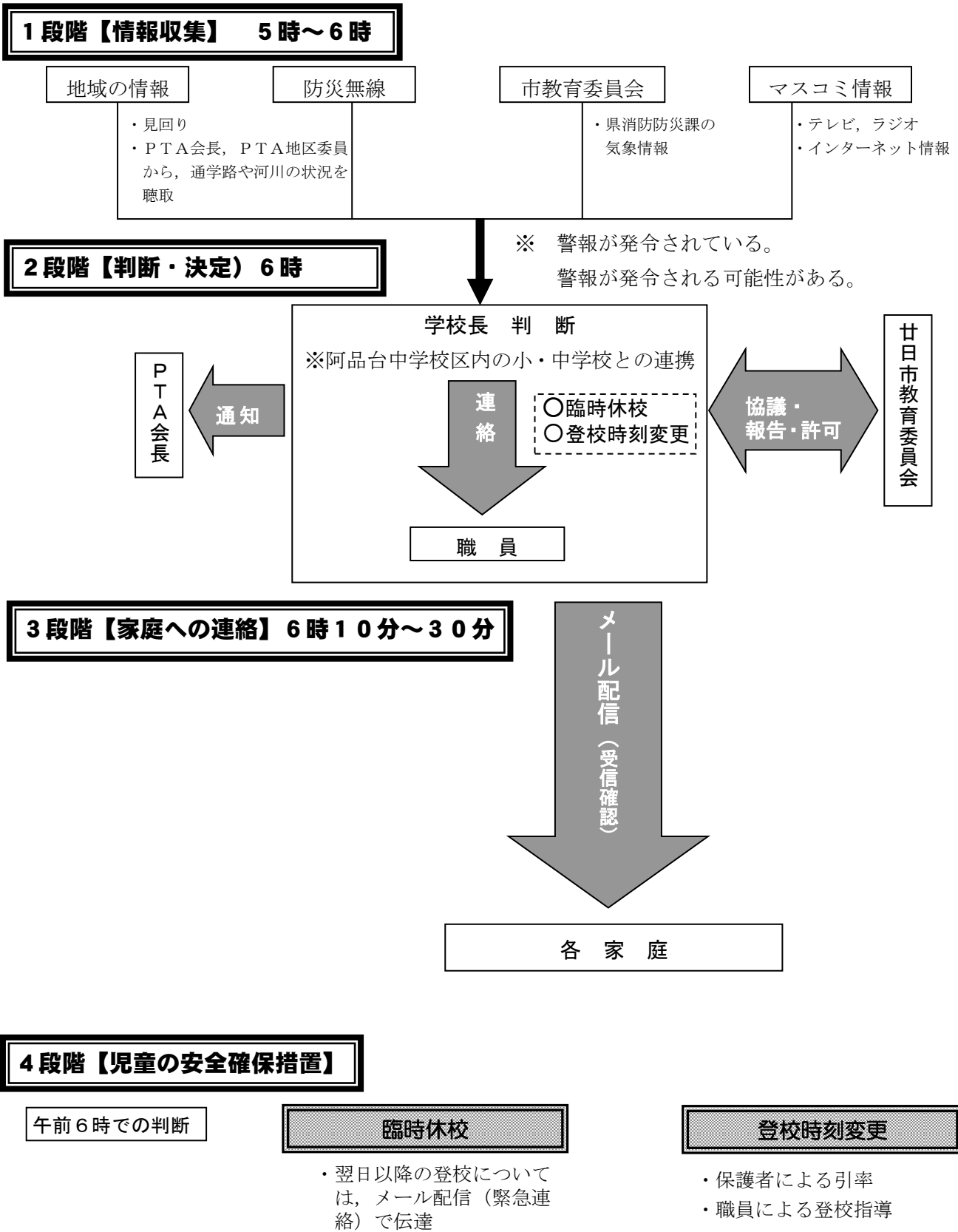


事後対応や措置

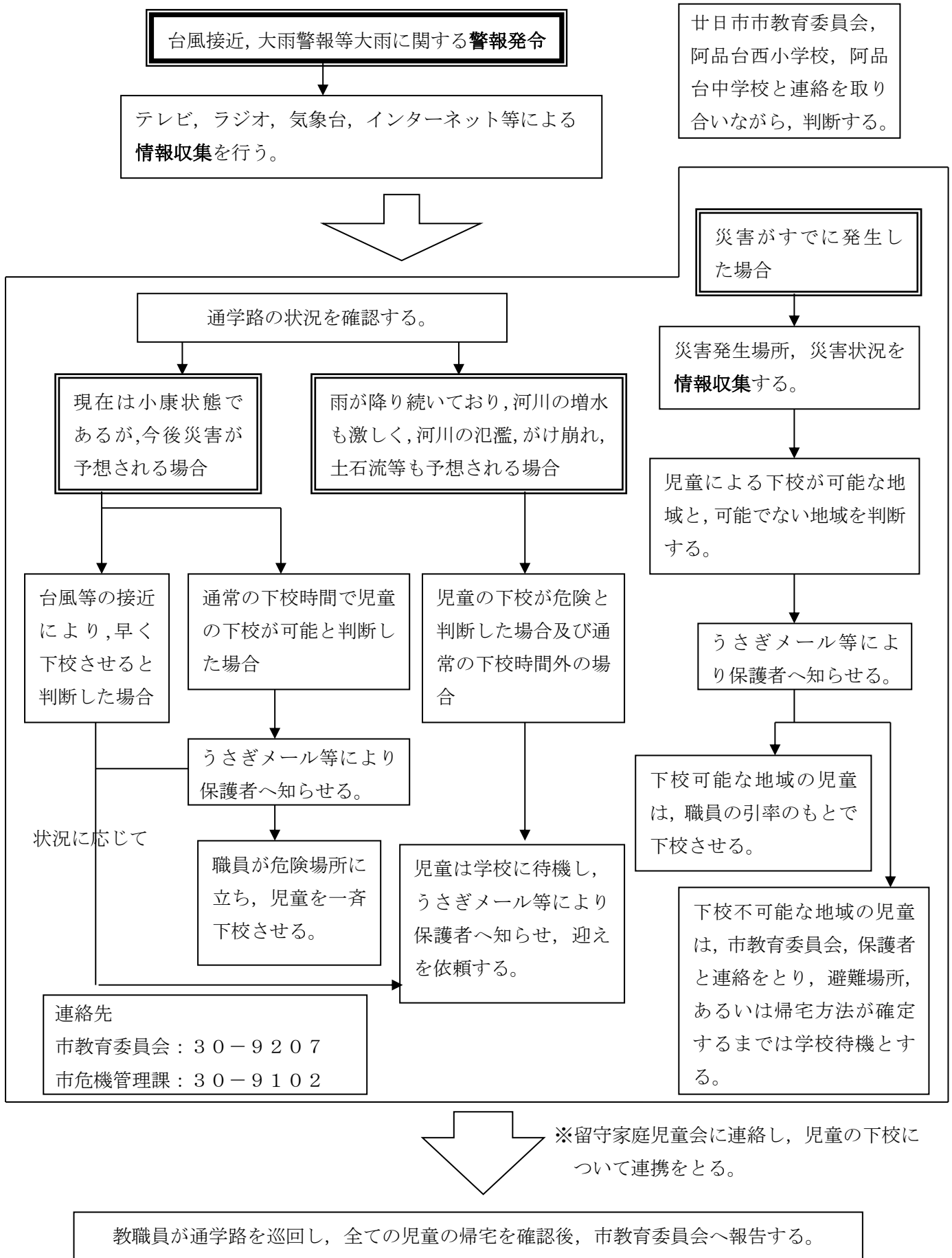
- 事態のお知らせ……文書またはメールで保護者に知らせる。
- 情報の整理と提供……校長は、当日または後日、保護者への説明を行う。
- 報告書の作成……火災への対応や児童の安全確保、保護者への説明等について市教委へ報告をする。
- 医療機関・市教委との連携……負傷児童の容態の確認、精神的ケアをする。

Ⅲ 大雨、台風

登校前の場合



下校前の場合



IV 不審者

関係者以外の学校への立ち入り

不審者かどうか確認をする。……できるだけ複数の教職員で行う。

正当な理由なし

退去を求める。

求めに応じない

正当な理由あり

受付に案内する。

隔離・通報する

- 教職員へ緊急連絡する。
- 危害を加える恐れはないか。
- 校長室に案内し隔離する。
- 暴力行為抑止と退去の説得をする。
- 校長は、110番通報を教頭または教職員に指示する。
- 校長または教頭は、市教育委員会に緊急連絡を行い、支援を要請する。



隔離ができない

状況に応じて並行して対応を実施する

児童の安全を守る

- 防御（暴力の抑止と被害拡大の防止）
- 移動阻止（不審者と教職員の1対1にしない・必ず複数で対応する・不審者を挟むように立つ）
- 校内放送にて全校への周知を行う。「大きな荷物が〇年〇組に届いています。」
- 児童の掌握…担任（授業者）がドアと窓の施錠と児童に教室待機を指示し、安全を確保する。
- 避難誘導（タイミングをとらえて）
- 教職員の役割分担と対応…校長は職員室内の職員への指示をする。
- 応援の教職員は、ほうきや刺又等を持って応援に行く。
- 不審者を確保した場合、校長室に連れていく。
- 警察による保護・逮捕

負傷者がいるか。

いる

応急手当

- 職員を招集し、救護体制を確立する。
- 負傷児童の全体把握をする。
- 119番通報をする。
- 救急隊の到着まで応急手当をする。

いない

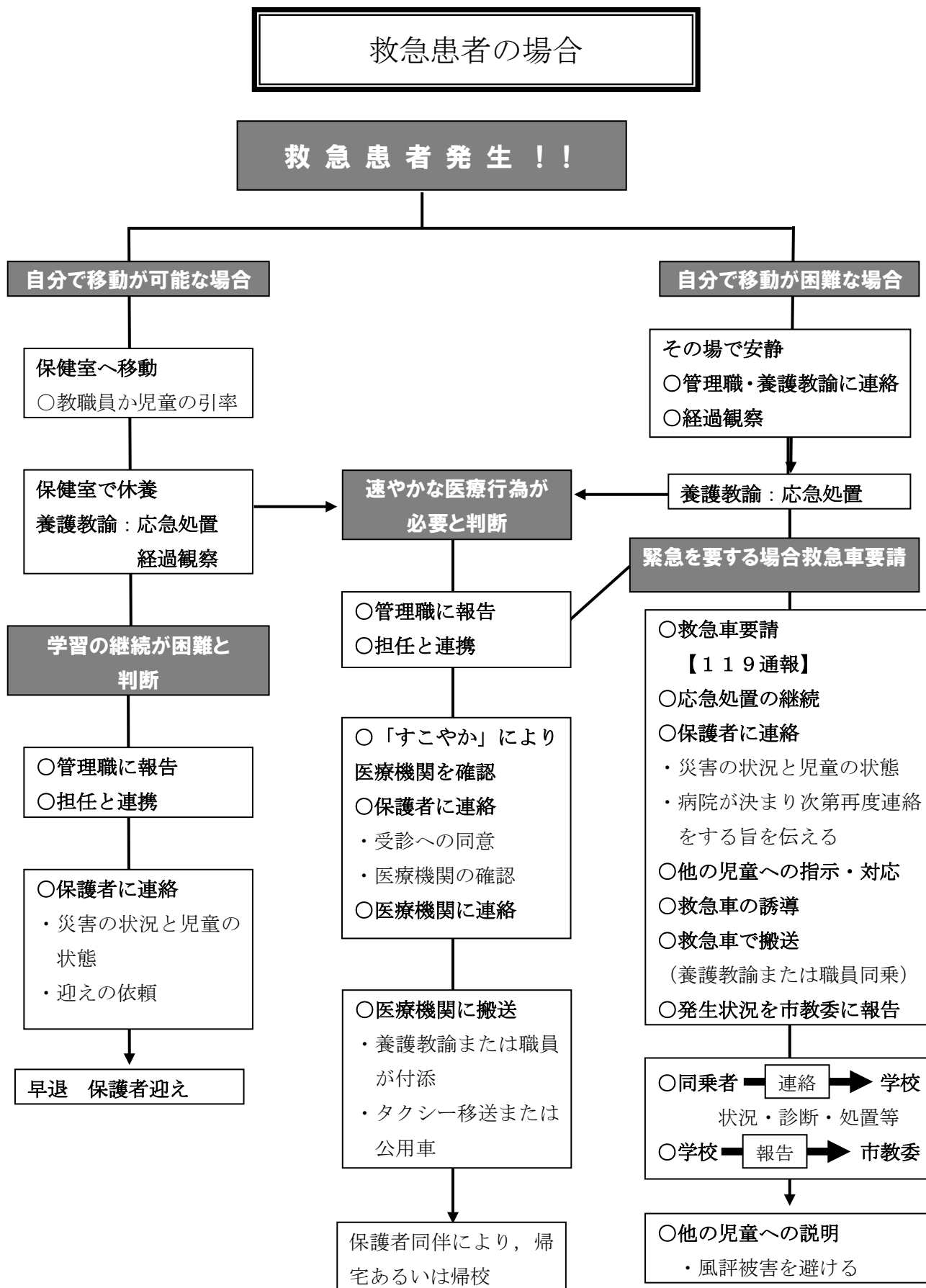
事後対応や措置

- 事態のお知らせ……文書またはメールで保護者に知らせる。
- 情報の整理と提供……校長は、当日または後日、保護者への説明を行う。（状況に応じて説明会）
- 報告書の作成……不審者への対応や児童の安全確保、保護者への説明等について市教育委員会へ報告をする。
- 報道機関への対応……校長は、テレビ局や新聞社、雑誌社からの電話対応をする。

「不審者侵入の防止の3段階のチェック体制」

段階	具体的な方策
A 校門	校門の施錠管理 (正門門扉閉める・西門8:30施錠) 防犯カメラ 来訪者向け案内板
B 校門から校舎への入り口まで	来訪者の校舎への入口や受付の案内・誘導・指示
C 校舎への入り口	入口や受付の指定・明示 受付での来訪者の確認 名札の着用

V 救急患者の場合



VI 食物アレルギー

(教職員の役割)

【校長】

- 学校のアレルギー疾患に対する基本的な指導方針の説明と共通理解の指導
- 関係機関等との連携、関係職員との協議、対応の決定
- 教職員すべてがアレルギーに関する正しい知識をもち、情報を共有できるように、研修等を実施

【教頭】

- 保護者や医療機関等の連絡、調整
- 指導体制、指導状況等の確認と、現状の把握

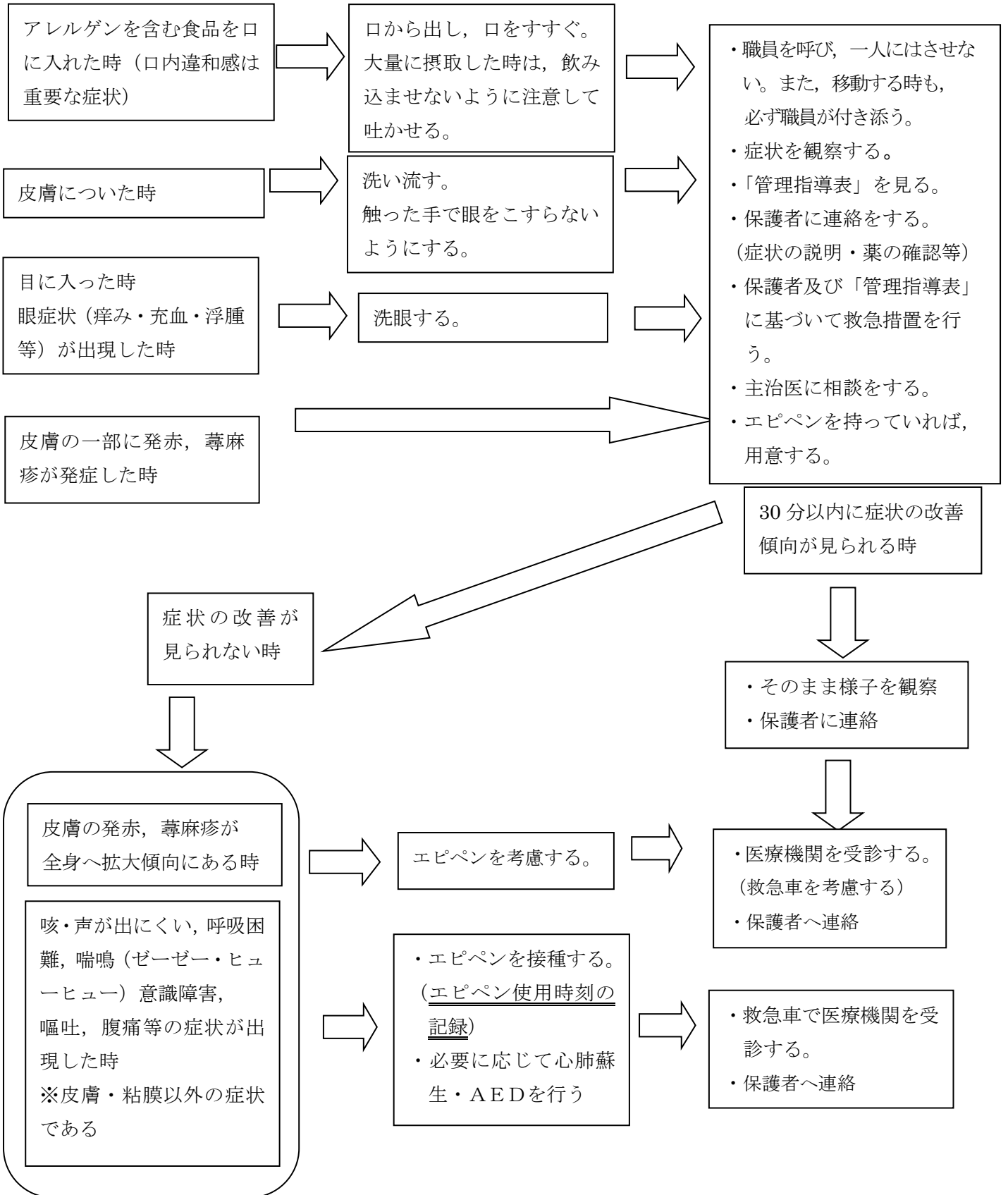
【養護教諭】

- 全児童の保護者へ「アレルギー疾患調査について」の提出依頼
- 該当児童の保護者へ「学校生活管理指導表」の記入を医療機関で行っていただくよう依頼
- アレルギー対応の児童を把握し、教職員へ情報伝達
- 保護者との面談をとおり、アレルギー反応状況把握や、保護者からの要望等の確認
- 飲み薬や貼り薬等の学校への持参を許可した場合は、児童が薬を保管している場所を確認する。
やむを得ず預かる場合は、安全に保管できる場所を十分検討し、必要なときに教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理・使用について周知徹底
- アレルギー反応が出た場合の具体的措置方法、及び緊急連絡先の確認と把握（保護者との面談含む） ※校内関係職員との連携 ※主治医、学校医等との連携

【担任】

- 保護者面談を実施して、アレルギー反応状況把握や保護者からの要望等の確認
- 緊急時の対応、連絡先の確認
- アレルギー対応の児童が安全で楽しく学校生活を送れる環境づくり
(他の児童への説明、配慮など)
- 日々の健康状況の把握、保護者との連絡、保護者からの連絡帳や手紙を関係職員へ周知連絡

食物アレルギーによる症状への対応



アナフィラキシー発症時の対応マニュアル

異変に気づく
(発見者＝観察)

〈異常を示す症状〉

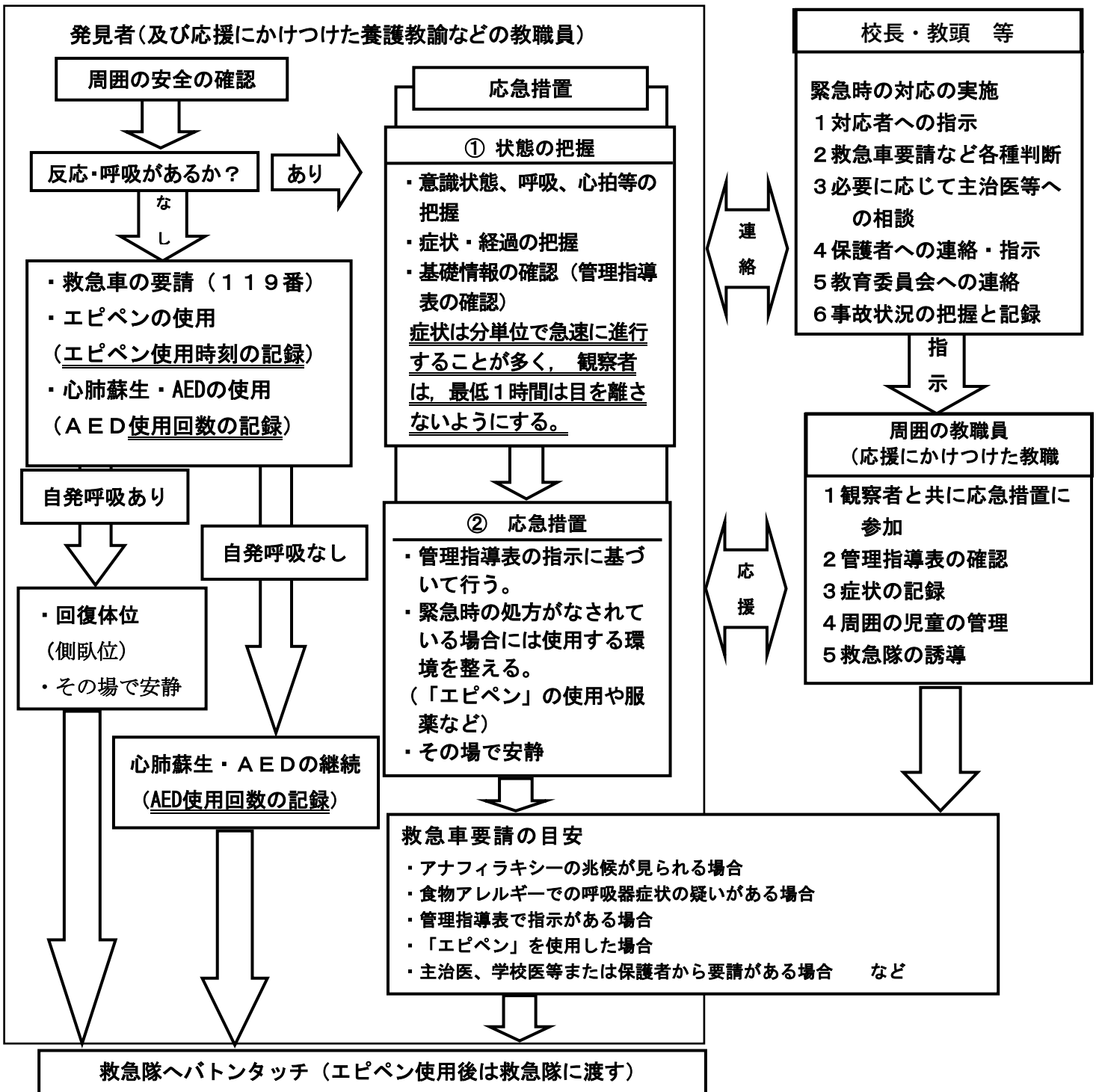
皮膚・粘膜症状：じんましん、かゆみ、目の充血

呼吸器症状：せき、ゼーゼー、ヒューヒュー、呼吸困難

消化器症状：吐き気、嘔吐、腹痛

アナフィラキシーショック：血圧低下、頻脈、意識障害・消失

- ◆ 大声で応援を呼ぶ。(近くの児童に他の教員を呼ぶように伝える。)
- ◆ その場で安静!! (立たせたり、歩かせたりしない。失禁もその場でさせる。)
- ◆ エピペン及びAED持参の指示
- ◆ 緊急性の判断



校長・教頭 等

- 緊急時の対応の実施
- 1 対応者への指示
 - 2 救急車要請など各種判断
 - 3 必要に応じて主治医等への相談
 - 4 保護者への連絡・指示
 - 5 教育委員会への連絡
 - 6 事故状況の把握と記録

指示

- 周囲の教職員
(応援にかけつけた教職)
- 1 観察者と共に応急措置に参加
 - 2 管理指導表の確認
 - 3 症状の記録
 - 4 周囲の児童の管理
 - 5 救急隊の誘導

連絡

応援

応急措置

① 状態の把握

- ・ 意識状態、呼吸、心拍等の把握
 - ・ 症状・経過の把握
 - ・ 基礎情報の確認 (管理指導表の確認)
- 症状は分単位で急速に進行することが多く、観察者は、最低1時間は目を離さないようにする。

② 応急措置

- ・ 管理指導表の指示に基づいて行う。
- ・ 緊急時の処方がなされている場合には使用する環境を整える。
(「エピペン」の使用や服薬など)
- ・ その場で安静

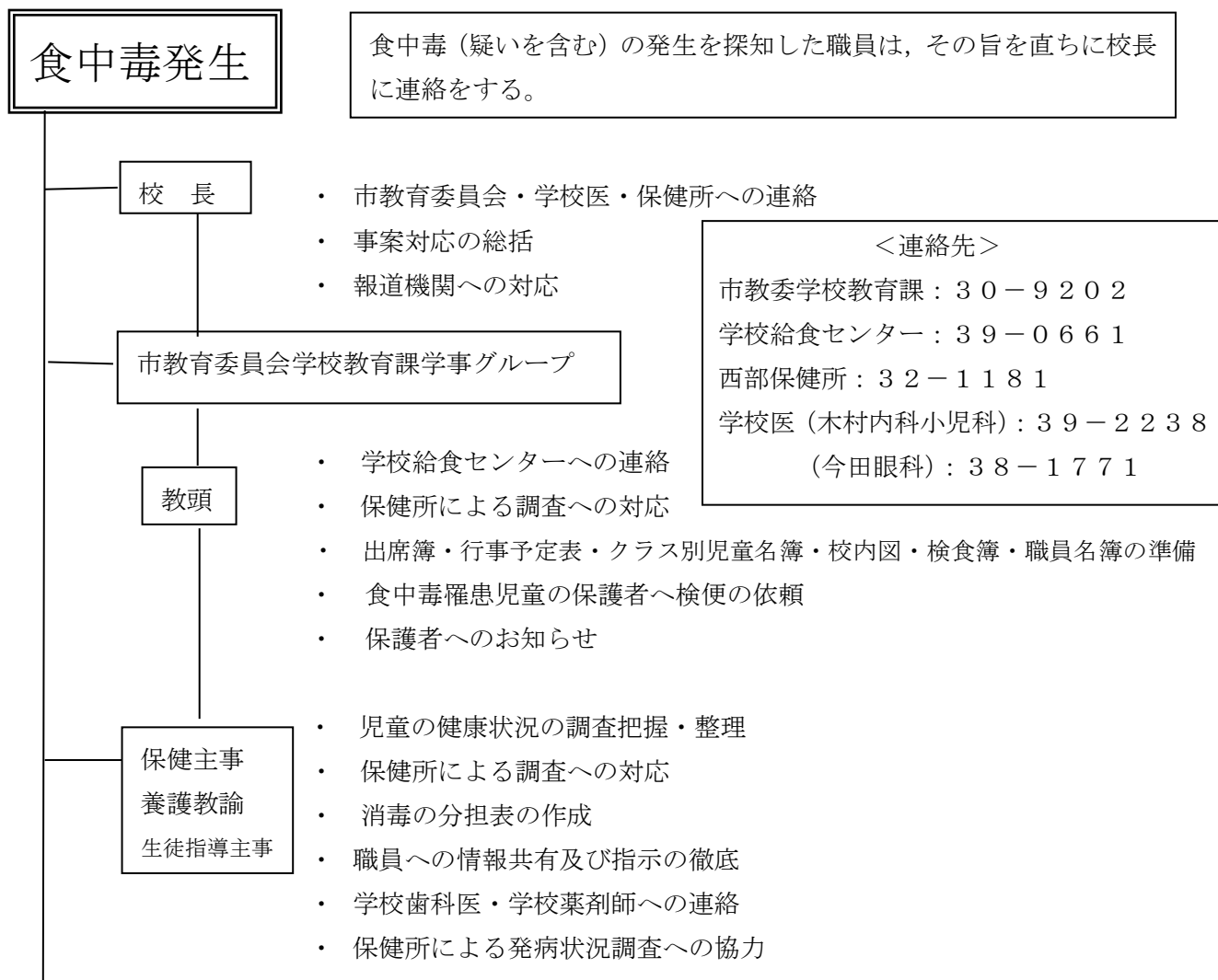
救急車要請の目安

- ・ アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- ・ 食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合
- ・ 管理指導表で指示がある場合
- ・ 「エピペン」を使用した場合
- ・ 主治医、学校医等または保護者から要請がある場合 など

救急隊へバトンタッチ (エピペン使用後は救急隊に渡す)

VII 食中毒・給食異物混入（連絡体制図）

対応体制：食中毒発生の場合においては、次の体制において速やかに対応する。



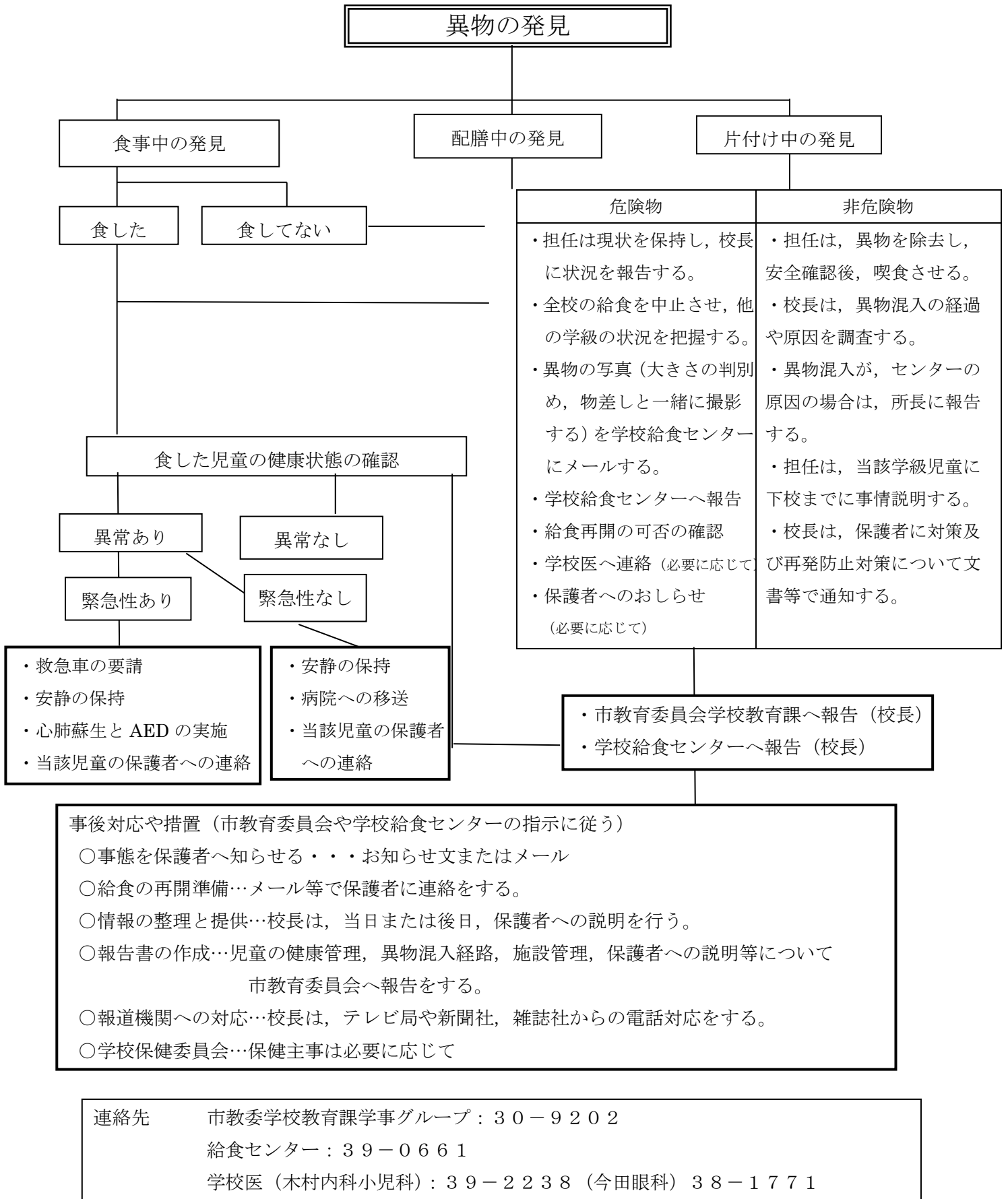
事後対応や措置（市教育委員会や西部保健所等の指示に従う）

- 授業再開準備…メール等で保護者に連絡をする。
- 情報の整理と提供…校長は、当日または後日、保護者への説明を行う。（個人情報に配慮）
- 報告書の作成…児童の健康管理，感染経路，施設管理，保護者への説明等について
市教育委員会へ報告をする。
- 報道機関への対応…校長は，テレビ局や新聞社，雑誌社からの電話対応をする。
- 学校保健委員会…保健主事は，必要に応じて開催する。

早期発見体制の整備

- 日々の児童の健康観察において異常の発見に努め，把握・整理する。
- 出席者・欠席者のうち症状を呈している児童があるときは，速やかに主治医の診断を受けるよう指導し，主治医の指導により必要な措置を講じる。

対応体制：給食への異物混入が発生した場合においては、次の体制において速やかに対応する。



連絡先 市教委学校教育課学事グループ：30-9202
給食センター：39-0661
学校医（木村内科小児科）：39-2238（今田眼科）38-1771

Ⅷ Jアラート等緊急情報発信時の場合

登校前 (時間は問わない)	登下校の途中	在校中
<p>Jアラートを活用した緊急情報が発信された</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機する。(外に出ず、窓から離れて) ・学校から緊急メール等で、今後の対応(臨時休校、登校時間の変更等)について、緊急メール等で知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの建物や地下などに避難する。 ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に隠れて身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。 ・周りの安全が確認できたら、学校又は自宅の近い方へ移動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ぐに校舎内、教室に避難し、窓ガラス等から離れて座り、安全を確保する。 ・今後危険がないと判断された場合は、通常通りの生活を送る
<p>(状況の把握と対応)</p> <p>テレビ・ラジオ・インターネットで状況を把握する。 市役所・市教育委員会等からの指示があればそれに従う。 阿品台西小学校、阿品台中学校と連絡を取り合いながら、判断する。 PTA会長、児童会、コミュニティ地域安全協議会と連携する。</p>		
<p>【自宅待機後の対応】</p> <p>臨時休校、登校時間の変更等)については、安全面等の状況を確認後、学校から緊急にメール等で知らせる。</p>	<p>【児童の所在確認】</p> <p>学校は、全ての児童の所在を確認後、安全な場所に集めるとともに、市教育委員会へ報告する。</p>	<p>【下校の対応】</p> <p>安全面等の情報を確認後、学校から保護者に緊急メール等で知らせる。 (下校方法・時刻、学校待機、保護者迎え等) ※本マニュアル「登校後の水害発生時の対応」と同様に対応する。</p>

連絡先	
市教委学校教育課	: 30-9207
廿日市市危機管理課	: 30-9102
廿日市消防本部	: 32-8111
阿品台交番	: 38-1646
地域安全協議会	: 38-1638
児童会	: 39-1518